

12月3～9日は「障がい者週間」 みんなの「気付き」や「思いやり」が 「共生社会」を育てます



平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されます。障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重しながら暮らし、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会をつくるためにできることは何か、この機会に考えてみましょう。

▲アイマスクをして盲導犬と歩行体験

障害者差別解消法とは

この法律は、国・県・市などの行政機関や、会社や店舗などの民間事業者が、「障がい」を理由とする差別をなくすための取り組みを定め、それを実施することで、障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

法律の中では、「障がい者に対する差別」を、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」と定義しています。

具体的には、障がいがあることを理由にサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が差別的取り扱いに当たります。例えば、車椅子の利用を理由にお店の入店を拒否したり、障がいがあることを理由にアパートの契約を断ることなどが挙げられます。また、合理的配慮の例としては、車椅子を利用する従業員の

ために、車椅子に合った机を用意するなど職場環境を整えることや、知的障がいのある人が理解しやすいように、資料の漢字にルビをふることやイラストを入れる工夫をすることなどが挙げられます。

今後は、行政機関や事業者に対して、このような取り組みが求められるとともに、私たち一人ひとりも、それぞれの立場で自発的に取り組むことが必要です。

ヘルプカードの配布を 始めました

市では、障害者差別解消法の施行を前に、障がいのある人となない人の相互理解を図るツールとして、ヘルプカードを作成しました。

皆さんの中には、街中で障がいのある人が困っている場面を遭遇しても、声を掛けるのをちゅうちょしてしまったり経験がある人もいます。また、障がいのある人の中にも、自分の困っていることを的確に周囲に伝えることが難しい人がいます。

カードには、障がいのあ

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、生涯学習センター、地域コミュニケーションセンター、市民活動センター

◎ヘルプカードをお持ちですか ▽配布場所 障がい福祉課(市役所1階)、保健と福祉の相談(市役所1階)、保健予防課(竹林町・保健所内)、各(区)・(区)・子ども発達センター(鶴田町)、障がい者支援センター(中央1丁目・市総合福祉センター内)、市社会福祉協議会(中央1丁目・市総合福祉センター内)など▽対象 障がい者手帳所持者(身体障がい・知的障がい・精神障がい)、難病患者、障がい福祉サービスの受給者、その他ヘルプカードを必要とする人。☎障がい福祉課☎(632)2353

ヘルプカードをご存じですか



▲折りたたみ時は、運転免許証程度の大きさです。

広げると

災害時や緊急時の活躍に期待



視覚に障がいのある
小池上 惇さん

ヘルプカードを持つことで、「助けてほしいときはこれがあるから大丈夫」と、今までよりも安心して外出できるようになりました。ヘルプカードを差し出せば、災害時などのゆっくり会話をする余裕がないときでも、障がいの特性や助けてほしい内容がすぐに相手に伝わります。

皆さんにもヘルプカードの存在を知っていただき、カードの提示があったら、ぜひ協力をお願いします。ヘルプカードが共生社会の推進に役立つことを期待しています。

これからヘルプカードを記入する皆さんへ
全ての項目に記入する必要はありません。いざというときに周囲に伝えたい情報を記入してください。また、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

持ち運びたい 便利で安心なヘルプカード

手話サークル虹の皆さん

私たちの主なコミュニケーション手段は手話です。外出先で困った時など、周囲の配慮や手助けが必要です。

今回ヘルプカードができたので、筆談や手話通訳など、私たちが求めていることが皆さんに伝えやすくなると思うので、期待しています。そして、これを機会に、私たちの障がいについて、もつ

と理解していただけたらうれしいです。



手助けしてほしいことの記入例

- 簡単な言葉で優しく話しかけてください。
- 私のかばんの中に入っている〇〇〇〇を見てください。
- 移動のときに誘導してください。など

交流することで障がいについて 相互理解を深めよう

図書館で手話付き読み聞かせ

▽日時 ①12月6日(日)午後2時30分～3時
②12月6日(日)午後3時～3時30分③12月13日(日)午後2時30分～3時▽会場 南図書館(雀宮町)▽対象 ①③3歳以上②小学生▽定員 各先着30人程度。

わく・わくショップU特別販売会

▽日時 12月4日(金)午前10時～午後3時▽会場 市役所1階市民ホール
▽内容 お弁当、パン、クッキーなどの販売▽その他 わく・わくショップUでは、平日午前10時～午後3時、市内の障がい者支援施設などで作られたさまざまな製品を販売しています。



る人が外出先で困った際や、災害などの緊急時に、周囲に協力を求めやすくなるよう、また、周囲の人が障がいの特性を理解し適切に支援できるような、具体的な支援方法や必要な配慮などが記載できるようになっています。

■障がいのある人が困っていたら「どうしましたか」と声を掛けてください。相手に伝わっているか確認しながら、ゆっくり話してください。ヘルプカードの提示がありましたら、記載内容を確認して、緊急連絡先に連絡する、筆談で説明する

るなど、相手が求める支援を行ってください。また、ヘルプカードの提示がない場合は、「ヘルプカードを持っていますか」と確認することも必要です。

■ヘルプカードPRイベント
▽日時 12月6日(日)午前11時～午後2時の2回
▽会場 東武宇都宮百貨店(宮園町)。

▽内容 ヘルプカードの使い方、支援の方法などについてフラッシュモブ(インターネットや口コミで呼びかけた不特定多数の人々が、公共の場で、突然パフォーマンスすること)や寸劇。

◎この特集についての問い合わせは、障がい福祉課 ☎(632)2353へ。
◎宇都宮精神保健福祉会(やしお会) ■相談会 ▽日時 12月17日(木)午前10時～正午▽内容 精神障がい者を抱えた家族に対し、共通の体験をした家族が個別の相談を受ける。 ■定例会 ▽日時 12月17日(木)正午～3時30分▽内容 クリスマス会の後、話し合いながら精神障がいについて学ぶ。 ■会場 保健所(竹林町)。 ■申込 電話で、保健予防課 ☎(626)1114へ。